

## 学習指導要領改訂議論の視座

—前指導要領改訂に関わった文科省行政官の経験を踏まえて—  
石田有記先生（日本体育大学児童スポーツ教育学部 教授）

溝上 慎一 Shinichi Mizokami, Ph.D.

学校法人桐蔭学園 理事長  
桐蔭横浜大学 教授

学校法人河合塾 教育研究開発本部 研究顧問  
東京大学大学院教育学研究科 客員教授

<https://smizok.com/>  
E-mail [mizokami@toin.ac.jp](mailto:mizokami@toin.ac.jp)

【プロフィール】1970年生まれ。大阪府立茨木高校卒業。神戸大学教育学部卒業、1996年京都大学助手、講師、准教授、2014年教授を経て2018年に桐蔭学園へ。桐蔭横浜大学学長（2020-2021年）。京都大学博士（教育学）。

\*詳しくはスライド最後をご覧ください

※本動画チャンネルは溝上が個人的に作成・提供するものです。

※公益財団法人電通育英会の研究委託を受けて行われています。

※本動画では字幕を付けていませんので、必要な方は「設定」で「字幕オン」にしてご利用ください。

## (ご紹介)



石田有記

いしだ ゆうき

日本体育大学・児童スポーツ教育学部・教授

平成11年文部省（現・文部科学省）入省。  
教育課程、教員研修、教育財政等の職務を担当後、行政官国内研究員として千葉大学大学院教育学研究科を修了。市川市教委教育次長、文部科学省教育課程課学校教育官、カリキュラム・マネジメント調査官、教育課程企画室長としての勤務を経て昨年4月より現職。

平成29, 30年の小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領の改訂のとりまとめ、並びに同解説総則編の編集を担当。



# 次世代の教育を考える

## －個性を生かし多様な人々との協働を促す教育 の充実に向けて－

---

溝上慎一の教育論  
令和7年3月5日

日本体育大学 児童スポーツ教育学部 石田 有記

※ 令和7年2月15日  
第28回教育セミナー（総合初等教育研究所）の基調提案と同じ内容



日本体育大学  
Nippon Sport Science University

それではご覧ください

# 次世代の教育を考える

## －個性を生かし多様な人々との協働を促す教育 の充実に向けて－

---

溝上慎一の教育論  
令和7年3月5日

日本体育大学 児童スポーツ教育学部 石田 有記

※ 令和7年2月15日  
第28回教育セミナー（総合初等教育研究所）の基調提案と同じ内容



日本体育大学  
Nippon Sport Science University

次世代の教育を考える上で、、、

改めて、

**教育の目的、学校の役割を確認しておきたい。**

# 教育基本法

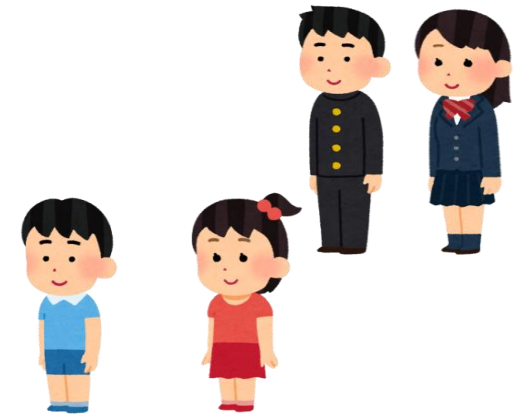
## (教育の目的)

第一条 教育は、**人格の完成**を目指し、**平和で民主的な国家及び社会の形成者**として**必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成**を期して行われなければならない。



## (義務教育) 第五条

2 義務教育として行われる普通教育は、**各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い**、また、**国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う**ことを目的として行われるものとする。



# 教育基本法

## (義務教育) 第五条



2 義務教育として行われる普通教育は、**各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う**ことを目的として行われるものとする。

## 学校教育法 第二十一条

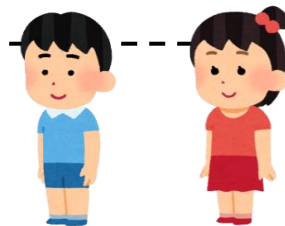
義務教育として行われる普通教育は、**教育基本法（略）に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。**

(目標は、1号から10号まで規定)

**八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。**



## 学校教育法 第二十一条



義務教育として行われる普通教育は、**教育基本法**（略）に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

**八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。**

### ◇学校教育法施行規則 第五十条

**小学校の教育課程は、国語、社会、、、体育、、**によつて編成する、

### ◇小学校学習指導要領(平成29年告示)第2章 第9節 **体育**

#### 第1 目標

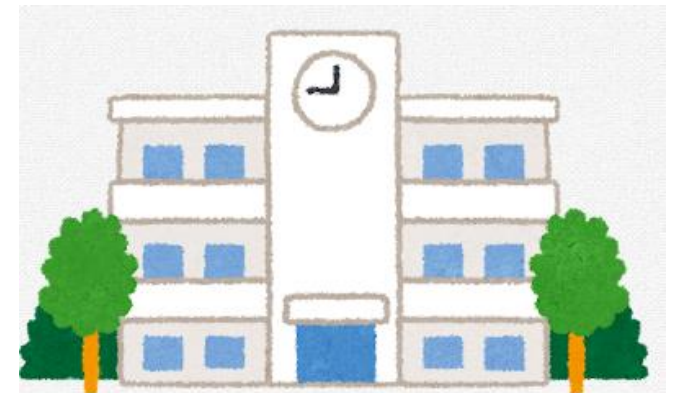
体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、**心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。**

## (学校教育)

**第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。**

**2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。**

第2項は一般に「**学校の役割**」と言われる。





出典：逐条解説 改正教育基本法  
第一法規（2007(平成19)年)p101

## 第6条に**学校の役割**を規定した趣旨

学校は、人的、物的条件を備えて、一定のカリキュラムに基づいて、児童生徒等の心身の発達段階に応じた組織的かつ体系的な教育を行う場でありまして、**教育の目的を実現する上で中心的な役割を果たすことが期待**されている訳であります。

(小坂文部科学大臣)

[平成18年5月31日 衆・教育特委  
糸川正晃氏（国民）]

「学校は、**人的、物的条件**を備えて、**一定のカリキュラム**に基づいて、児童生徒等の心身の発達段階に応じた**組織的かつ体系的な教育**を行う場」

## 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、
- ① **教育の目的や目標の実現に必要な**教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
  - ② **教育課程**の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
  - ③ 教育課程の実施に必要な**人的又は物的な体制**を確保するとともにその改善を図っていくこと
- などを通して、教育課程に基づき**組織的かつ計画的**に各学校の**教育活動の質の向上を図っていく**こと（以下「**カリキュラム・マネジメント**」という。）に努めるものとする。

**「次世代の教育を考える」上で、考えたいこと。**

**次世代の「社会像」を見据え、  
そのために必要な「次世代の教育」を構想し、  
その実現を図るために必要な「学校像」を考える。**

**≡ 「次世代の学校」のカリキュラム・マネジメントを考える**

**→ この視点で、政策文書を読むのも一考**

# 今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会論点整理(2024.9.18)

# 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(2024.12.25)

## 今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会論点整理(概要)

令和6年9月18日

- 現行の学習指導要領の実施状況等を踏まえつつ、今後の社会の変化を見据えた教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方について、教育課程等に関する有識者を集めて議論。(令和4年12月から令和6年9月まで計15回開催)
- 本論点整理は、今後検討を深めるべき具体的な論点等について、有識者としての意見をまとめたものであり、教育課程の改善の検討を行う際の基礎的な資料として活用されることを期待。



論点整理は左の二次元コードまたは以下のURLから閲覧できます。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_m/enu/shingi/chousa/shotou/194/mext\\_01992.html](https://www.mext.go.jp/b_m/enu/shingi/chousa/shotou/194/mext_01992.html)

### 1 これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況

- 人口減少、グローバル化、生成AIの加速度的発展等、非連続的な社会変化が予想される未来  
→ 前回改訂時に2030年頃の未来として描いていた社会像が想像以上の速さで現実化
- 不登校児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒、外国人児童生徒等、教育的支援を要する子供が増加  
→ 多様な子供たちを学校教育の中で包摂し、豊かで幸福な人生を送ることができるようにすることが重要
- 現行の学習指導要領のコンセプト自体は授業改善に繋がっており、おおむね妥当。一方、学習指導要領にわかりにくい側面があることや、教師の多忙化等が課題。  
→ 理念を更に具体化するともに、教育課程の実施に伴う過度な負担感が生じにくい仕組みの検討が必要

### 2 これからの

- 資質・能力を「知識・人間性」等の3つの学びと協働的な学習・具体化が必要
- 「学習の基礎となる体系的な実践に繋がった情報活用能力」の具体的な充実を一体的に(※) 言語能力、
- デジタル学習基盤として検討すべき(10)
- 情報技術など変化を確保するた

### 4 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程

- 子供が興味・関心や能力・特性等に応じて自ら教材・方法・ペース等を選択できる環境を整えることなど、学習者が主体的に学ぶ中で自ら学習を調整しつつ資質・能力を身につけることの重要性や中で教師が発揮すべき指導性について、具体的に議論し、位置付けを検討すべき。(教師の指導性はより積極的かつ高度なものが求められ、「教師は教えない」「全て子供に委ねればよい」といった誤ったメッセージとして伝わることのないよう注意。)
- 以下のような観点から、各学校の教育課程構成に係る教育委員会(学校)の裁量拡大の在り方について検討すべき。  
・ 現行の教育課程の特別制度(教育課程特別校、授業時数特別校、小中一貫、中高一貫など)をより活用しやすくなる  
・ 各教科等の標準授業時数についてどのような柔軟性を持たせられるのか  
・ 年間の最低授業回数(35週以上)、単位授業時間(小学校1単位時間45分、中学校1単位時間50分)の取扱い  
※例えば、①午前は教科等の履修を省略し、午後は探究学習や教科・領域に跨るような多様な学びを重層的に実施する取組、②情報活用能力に係る時間を創設して各教科等の履修回数に開示する内容を主として指導するといった取組、をより行いやすくなるためにどのようなことが考えられるか。
- 高等学校については、全日制・定時制・通信制の3つの課程の区分の在り方やその一体的な運用の在り方を検討すべき。
- 不登校児童生徒など、学校が構成する一つの教育課程では包摂が難しい多様な子供の良さを伸ばしつつ資質・能力の育成に繋げていくための教育課程における取扱いの在り方や付随する環境整備の在り方を検討すべき。

### 5 学習指導要領の趣旨の着実な実現を担保する方策や条件整備

- 教育課程の実施に伴う負担への指摘(いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」との呼称で指摘されている諸課題)に真摯に向かい合いつつ、学習指導要領や同解説の在り方に加え、厚い教科書・入試・教師用指導書等の影響も含めた授業づくりの実態を全体として捉えながら、教育課程を実施する上での学校現場の過度な負担が生じにくい仕組みを検討すべき。
- 授業時数については、現在以上に増やすことがないよう検討すべき。
- 学年や学期といった長いスパンも念頭に、単元をベースとして授業を構想することや必要となる評価場面を精選することは指導や評価の負担感を防ぎともに、授業づくりを通じた教師の成長を促し、資質・能力のよりよい育成や多様な子供の包摂性を高める上でも重要であり、その重要性や示し方を検討すべき。
- 一人一台端末で、子供たちが多様な学習材に自らアクセス可能になったという状況の変化も踏まえて、ページ数が大幅に増えている教科書の性質や分量についてあらためて検討すべき。
- 教育委員会における学校支援体制の強化が重要。また、教育課程の改善・充実と教育条件整備を一体的に行っていくことが必要。

### 6 学習指導要領の趣旨の実現に向けた政策形成・展開

- 中央教育審議会等での改訂の審議の最中においても、資料を学校や教育委員会にとって密に分かりやすいものとし、審議状況をウェブサイト・動画等で積極的に発信したりするなど、改訂プロセス自体を通じて多くの関係者を巻き込み、学校や教育委員会と趣旨や内容を共有し、浸透を図ることが重要。
- 改訂後においても、教師一人一人が自らの課題に引きつけて当事者意識をもって理解できるよう、学習指導要領の趣旨を共有・浸透する方法の工夫を検討する必要がある。

## 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

資料1-2

### 子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり(少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等)  
→ 子供たちは、激しい変化が止まることのない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換  
→ 自らの方針を形成する力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の弊への指摘  
→ 多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す  
→ 生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

### 現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何が出来るようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、積極的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている  
→ 我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意を支えられ、大きな成果を上げ続けている

### 顕在化している課題

- ① 主体的に学びに向かうことができにくい子供の存在
- ② 学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば
- ③ デジタル学習基盤の効果的な活用

### 主な審議事項

- #### 1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

  - 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意欲や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領にするための方策(特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層精選化する)
  - 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種別・教科内容の関係を俯瞰しやすくなることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
  - 重要な理念の関係性の整理(「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基礎となる資質・能力」等)
  - デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
  - 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方(特に「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善)
- #### 2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

  - 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を柔軟に選択できる学習環境デザイン的重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
  - 教師に「余力」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程構成の促進の在り方(各種特別校制度等を活用しやすくなること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業回数等の示し方)
  - 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
  - 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が構成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特別等の在り方
- #### 3 各教科等やその目標・内容の在り方

  - 小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的な向上を図る方策(生成AI等に関する教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む)
  - 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の在り方(情報活用能力の育成と一体的な充実等を含む)
  - 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中で、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
  - 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中で外国語を学ぶ意欲についての考え方
  - 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
  - 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
  - 特別支援学校や通級指導に係る特別的教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方
  - 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策
- #### 4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向かい合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

  - 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向かい合い、(学習指導要領や解説、教科書、入学選抜、教師用指導書を含む)
  - 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
  - 新たな学びに不可欠な教材・コンテンツの確保、デジタル教科書の在り方
  - 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能にするための方策
  - 各学校での柔軟な教育課程構成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
  - コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協力を促進しつつ、過度な負担を生じさせずに「カリキュラム・マネジメント」を実現する方策
  - 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

# 今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する 有識者検討会論点整理(2024.9.18)

1 これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況 ……

2 これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力 ……

4 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程 ……

3 各教科等の目標・内容、方法、評価 ……

5 学習指導要領の趣旨の着実な実現を担保する方策や条件整備 ……

6 学習指導要領の趣旨の実現に向けた政策形成・展開 ……

次世代の「**社会像**」

次世代の「**教育**」

実現を図る「**学校像**」  
(カリキュラム・マネジメント)

(教育課程)

(人的・物的体制)

今後の教育課程、学習指導及び学習  
評価等の在り方に関する有識者検討会  
論点整理(2024.9.18)

- 1 これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況
- 2 これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力
- 4 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程
- 3 各教科等の目標・内容、方法、評価
- 5 学習指導要領の趣旨の着実な実現を担保する方策や条件整備
- 6 学習指導要領の趣旨の実現に向けた政策形成・展開



初等中等教育における教育課程の基準等の在り  
方について(2024.12.25)

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

3 各教科等やその目標・内容の在り方

これを支える「学習指導要領」とは？

1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい  
学習指導要領の在り方

これを支える「人的・物的体制」とは？

4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを  
含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策



# 教育課程企画特別部会における議論が進む

## 諮問を踏まえた主な検討事項と今後のスケジュールについて（案）

令和7年1月30日  
教育課程企画特別部会  
資料 1 - 2

### 特別部会の主な検討事項（例）

- ・特別部会においては、諮問事項のうち、次期学習指導要領を構想する上での基本的な考え方や、各教科・科目にまたがる横断的事項に関する基本的な方向性に係る事項を審議。
- ・主に以下のような事項について、1～5の記載の順序で検討することを基本としつつ、審議の状況により柔軟に変更することとしてはどうか。

#### 1. 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- ・各教科等の中核的な概念を中心とした一層の構造化の在り方
- ・表形式・デジタル技術を活用した工夫の在り方
- ・用語の整理の在り方 等

#### 2. 多様な子供達を包摂する柔軟な教育課程の在り方

- ・子供達の可能性を輝かせる柔軟な教育課程編成の促進  
（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方、指導主事の資質・能力の在り方 等）
- ・不登校児童生徒や特異な才能のある子供を包摂する教育課程上の特例の在り方 等

#### 3. デジタル学習基盤を前提とした学びの考え方や情報活用能力育成の充実の在り方

- ・デジタル学習基盤を前提とした学びの考え方
- ・小中高を通じた情報活用能力の抜本的充実を図る方策
- ・質の高い探究的な学びを実現する方策（情報活用能力育成との一体的充実）
- ・情報技術の進展の速さを踏まえた対応の在り方 等

#### 4. 教育課程の実施に伴う負担への対応の在り方

- ・教育課程の実施に伴う負担や負担感が生じる全体構造の整理
- ・過度な負担や負担感が生じにくい在り方（教科書や教師用指導書・入試等の在り方含む）等

#### 5. その他の教科横断的な論点等

- ・こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の在り方
- ・学習改善・授業改善に効果的な学習評価の在り方
- ・特別支援教育、幼児教育の充実
- ・高等学校段階における教育課程の柔軟性の確保を含めた諸制度の在り方
- ・その他各教科における検討の基本的方向性を示すことが必要な事項 等

### 現時点の候補日程等

- ・各教育委員会・学校・メディア関係者等が審議の状況や方向性を把握しやすくするために、特別部会の候補日程は可能な限り先々まで事前に示すとともに、各回において事務局から現状と課題・論点等を分かりやすく整理した資料を提示することとしてはどうか。

※左の審議事項と会議開催の回数は必ずしも対応せず、審議項目毎に複数回の会議開催となることがありうる。

#### 第1回

1月30日（木）10:00-12:00

#### 第2回

2月17日（月）15:30-18:00

#### 第3回

2月28日（金）15:30-18:00

#### 第4回

3月28日（金）13:00-15:30

#### 第5回

4月10日（木）9:30-12:00

#### 第6回

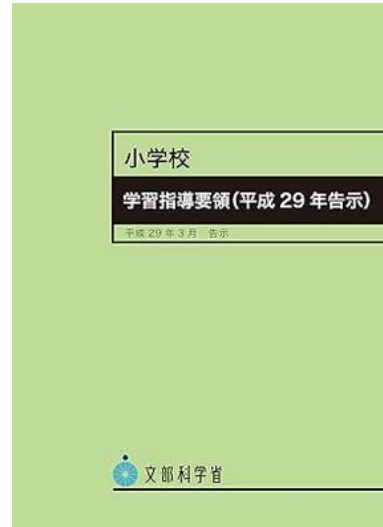
4月25日（金）15:30-18:00

・  
・  
・

（以後月2回程度開催）

※議論の状況を教育課程部会等に適宜報告  
必要に応じて教員養成部会と議論の状況を共有

# 個性を生かし多様な人々との協働を促す教育



前 文 (新設)	
第 1 章	総 則
第 2 章	各 教 科
第 3 章	特別の教科 道徳
第 4 章	外国語活動
第 5 章	総合的な学習の時間
第 6 章	特別活動

学習指導要領改訂の理念を明確にし、社会で広く共有されるよう前文を設けた

これからの学校には、……一人一人の児童が、**自分のよさや可能性を認識**するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、**多様な人々と協働**しながら様々な社会的変化を乗り越え、**豊かな人生**を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となることができるようにすることが求められる。

## 第 1 章 総 則 第 1 の 2

- (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、**個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実**に努めること。

## 有識者検討会 論点整理(2024.9.18)に示された社会像 (石田の整理)

- 人口減少・少子高齢化や地球環境の有限性を踏まえた**持続可能な社会づくり**
- 公正な社会における多様な子供たち**一人一人の豊かで幸福な人生の実現**
- グローバルな**協働**
- 生成AIの加速度的発展など**変化の加速化・非連続化**
- 前回改訂時に未来として描いた**社会像が想像以上の速さで現実化**

- **次世代の学校教育にも「様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること」が求められる。**
- そのために**「個性を生かし多様な人々との協働を促す教育」の実現が重要。**

**基調講演**では

**「個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に向けた論点」**  
を提示

**3つの「視点」から論点を整理。**

**(1) 教育課程のマネジメントの視点から**

**(2) 人的・物的体制のマネジメントの視点から**

**(3) 歴史的な視点からー「これまで」と「これから」**

# (1) 教育課程のマネジメントの視点から

学校の教育活動は、

- ・ 自ら設定した**目標**の実現に向け、
- ・ **内容**を組織し、その下で、
- ・ **教材・教具、指導方法、**
- ・ **評価（学習評価、授業評価、教育課程評価、学校評価）**

等を工夫する一連のサイクルを経て展開される。

(論点)

- ① 学習指導要領に示す目標や内容の在り方
- ② 指導方法や学習評価の在り方
- ③ 教科書・教材の在り方
- ④ 教育課程の柔軟性や包摂性の確保の在り方

デジタル学習基盤

## (論点)

### ① 学習指導要領に示す目標や内容の在り方

- 各教科等の目標や内容は、**中核的な概念や方略を中心**に分かりやすく**構造化**。(学習の基盤、現代的な諸課題を見据える)
- 「**学びに向かう力、人間性等**」は多義的な解釈がなされており**更に整理**
- **教科の系統性**や**単元の「本質的な問い」**などをイメージしやすく**日々の授業づくり、教師の力量形成に直結する理解しやすいものとする**

## (論点)

### ②指導方法や学習評価の在り方

- 「主体的・対話的で深い学び」の基本的な考え方は**維持**
- 学習指導要領の趣旨の実現に向けた教育課程の編成や授業改善における指導観や教材観等は明確にしつつも、**個々の指導方法**に関する**制約や留意点を増やすことは避け、教師に様々な裁量が生まれるよう示し方を工夫**
- **教師の力量形成や授業改善**に効果的で、**子供の学習改善に資するよう、学習評価の観点や頻度の在り方**を検討すべき（特に「主体的に学習に取り組む態度」の観点）

## (論点)

### ③教科書・教材の在り方

- 一人一台端末の整備で子供たちが多様な学習材に自らアクセスできるようになった状況変化も踏まえ、新しい学びにふさわしい教科書に掲載する内容や分量について検討すべき。
- 多様な学びの充実を図るための補助教材の充実も重要

### ④教育課程の柔軟性や包摂性の確保の在り方

- 学校が教育課程を編成する際の柔軟性と、子供一人一人に応じた教育課程を実施（石田注：個に応じた指導）する際の柔軟性の両面から具体的な方策を検討
- 教育課程特例や授業時数の特例や裁量幅の拡大、柔軟性の在り方の検討



## (2) 人的・物的体制のマネジメントの視点から

学校が豊かな教育課程を展開するためには、それを支える条件整備が必要不可欠である。(カリキュラム・マネジメントの3つ目の側面(人的・物的体制))

### (論点)

- ① 学校への過度の負担を防ぐ方策の検討
- ② カリキュラム・マネジメントの充実方策の検討
- ③ 教育委員会による学校支援と環境整備

## (論点)

### ① 学校への過度の負担を防ぐ方策の検討

- 学校における働き方改革の推進、指導・運営体制の充実、  
処遇改善
- 教育課程づくり、授業づくりの円滑化を図る学習指導要領、  
解説、指導資料の在り方（学習指導要領で拡大する裁量を存分に  
生かす柔軟な仕掛けや工夫※例「本質的な問い」はどこに書く？）
- 入試の改善や学力観の社会的合意
- 学習指導要領の改訂プロセスの共有や参画の場、改訂後の趣旨  
の普及（「社会に開く」ためには、学校の実践との対話も重要）

# (論点)

## ②カリキュラム・マネジメントの充実方策の検討

### ○ 教育課程の柔軟性を支える、創発性ある柔軟な組織文化の醸成

#### 令和6年度全国学力・学習状況調査

出典 国立教育政策研究所 <https://www.nier.go.jp/24chousakekkahoukoku/report/data/24summary.pdf> (2024.11.15 最終閲覧)

#### 「カリキュラム・マネジメント」と「学校運営」との関係

○学校づくりに組織的・柔軟に取り組んでいる学校ほど、カリキュラム・マネジメントの取組を行っている傾向がみられる。

「各児童生徒の様子を担当や副担任だけでなく、可能な限り多くの教職員で見取り、情報交換をしていますか」

「今までの取組をそのまま踏襲するのではなく、新しい取組を導入したり、提案をしたりしてくる教職員が多いと思いますか」

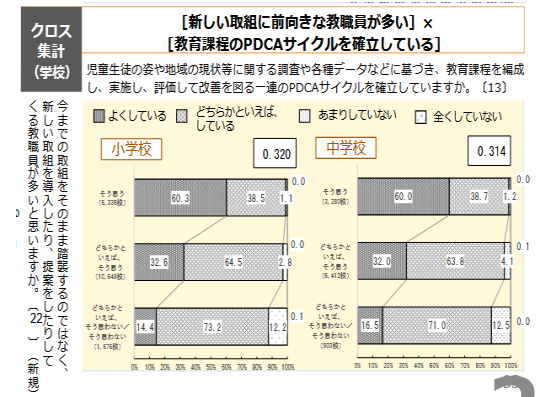
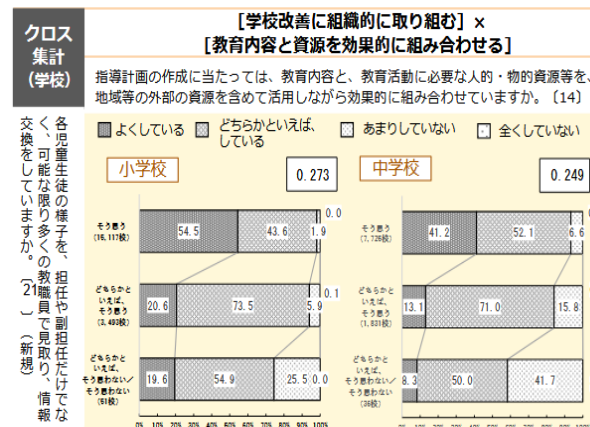
→ こうした組織文化を醸成するためには

#### 教員間の協働に関わる

- ① 管理職のリーダーシップの発揮や
- ② 学校運営上の「余白」を生み出す

#### 条件整備

も併せて重要。



## **(論点)**

### **③教育課程行政による学校支援と環境整備**

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、学校・地域連携を促進する土壌づくり（コミュニティ・スクールなど）**
- 学校が諸条件を効果的に活用することができるよう指導主事の学校のカリキュラム・マネジメント支援に関わる力量形成。**

### (3) 歴史的な視点から – 「これまで」と「これから」

時間軸の視点も重要。「これまで」という視点で**従前の財産**を引き継ぐこと、「これから」という視点で**新しいもの**を取りいれていくこと、この**両者のバランス**をどう図るかが問われる。

- **令和答申**が打ち出した「**個別最適な学び**」の「**指導の個別化**」、「**学習の個性化**」は**昭和50年代**に盛んに議論され、文部省で指導資料を出している。(単元内自由進度学習も収録されている)
- その後、**平成元年学習指導要領総則**に「**個性を生かす教育**」が、平成10年改訂では「**個に応じた指導**」が盛り込まれ、**現行学習指導要領**の「**個性を生かし多様な他者と協働する教育**」につながっている。
- このため、この間、**教科教育研究**にも、**教育心理学研究**にも「**個性を生かす教育**」に関わる**多くの知見**が、**これまでも積み重ねられている**。(特別支援教育、生徒指導も然り)

### (3) 歴史的な視点から – 「これまで」と「これから」

時間軸の視点も重要。「これまで」という視点で**従前の財産**を引き継ぐこと、「これから」という視点で**新しいもの**を取りいれていくこと、この**両者のバランス**をどう図るかが問われる。

#### (論点)

- ① 「これまで」の視点を生かし、**現在ある優れた現場の実践知**や**大学での研究知**を如何に**収集・整理**することができるか。
- ② 「これから」の視点で、**異なる知見を組み合わせ**、**新しい知見を**生み出すための「場」や「機会」を**中央教育審議会**の中で如何に設定するか。